

## 凡例

1. 人名の敬称は、省略する。
2. 文献の出典は『　　』で示す。文献以外の出典は「　　」で示す。
3. 引用文献の内容は「　　」及び改行で示す。引用文献の内容を改行で示す場合は、行間を狭めて示す。
4. 引用・参考文献及び資料については、脚注において、著者・発行年・文献名・出版社・頁数を明記し、ウェブページにおいてはその URL も明記する。さらに章末に一括して五十音順に記載する。
5. ウェブページの最終閲覧日は、特記のないかぎり、全て 2020 年 12 月 10 日とする。
6. 章ごとに脚注の番号を付す。
7. 全体を通して図・表の番号を付す。
8. 意味を補足する必要のある語句は、語句の後に（　）を用いて補足する。
9. 年の表記は、原則として西暦を使用する。

## 目次

### 凡例

はじめに	1
第1章 中学校における不登校生徒の実状	3
第1節 不登校の実状と定義	3
第1項 不登校の実状	3
第2項 同調査における不登校の定義	5
第3項 不登校の定義の解釈	8
第4項 本研究における不登校の定義	10
第2節 ICT等を活用した学習活動	13
第1項 本制度の実状	13
第2項 本制度の法的位置づけ	17
第3項 ICT等を活用した学習活動の概要	19
(ア) 学校への復帰を望んでいる	22
(イ) 家庭にひきこもりがち	22
(ウ) 校長による判断	22
(エ) ICT等を活用した学習活動	23
(オ) 対面指導	24
(カ) 基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において 相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動	26
(キ) 不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しない	27
第4項 本制度の課題及び本研究の方法	28
参考文献	32
第2章 音楽科におけるICT等を活用した学習活動の可能性	36
第1節 本制度の変遷からみる学習の在り方	36
第1項 特区805の背景	36
第2項 特区805が認定された7自治体の比較	38
(ア) 対象	41
(イ) 1日あたりの学習時間及び1単位の時間数と弾力的な学習	42
(ウ) 学習指導要領と学習プログラムの関連	44
(エ) 音楽科に関する指導事項の記述	45
第2節 新型コロナウイルス感染症対策からみる家庭学習の在り方	46
第1項 改正著作権法	46
(ア) 著作権法第35条	46
(イ) 動画投稿サイトの利用	48
(ウ) ウェブサイトの利用	48

第2項 文部科学省が示した音楽科の家庭学習	50
(ア) 学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について	51
(イ) 子供の学び応援サイト	52
第3項 教科書会社が示した音楽科の学習活動	54
(ア) 教育芸術社における指導計画等	54
(イ) 教育出版における指導計画等	58
第3節 教育の情報化に関する手引からみる音楽科とICT活用の展望	62
第1項 ICT活用の分類	62
第2項 中学校音楽科におけるICTを活用した学習	64
第4節 ICT等を活用した学習活動として可能な学習事項	67
参考文献	68
第3章 音楽科における本制度の学習プログラムの作成	72
第1節 中学校第1学年における学習プログラム	72
第1項 本学習プログラムの提示	72
第2項 本学習プログラムの概説	81
(ア) 中学校第1学年を対象とした理由	81
(イ) 在籍校の年間指導計画への対応	81
(ウ) 教科書の取扱い	83
(エ) 学習指導要領との関わり	83
(オ) 本学習プログラムの項目	84
(カ) 課題一覧表	85
(キ) 生徒観	86
(ク) 本学習プログラムの作成にあたって	86
(ケ) 本学習プログラムの取扱いについて	87
第2節 歌唱及び器楽分野	88
第1項 本学習プログラムの提示	88
第2項 本学習プログラムの解説	92
(ア) 《浜辺の歌》及び《赤とんぼ》	92
(イ) 任意の曲	93
(ウ) リコーダーの歴史と奏法	94
(エ) 箏の歴史と奏法	95
(オ) 採用しなかった学習方法	96
第3節 創作分野	98
第1項 本学習プログラムの提示	98
第2項 本学習プログラムの解説	99
(ア) My Melody	99
(イ) 琉球音階を用いた創作	101

(ウ) 平調子を用いた創作	102
(エ) 採用しなかった学習方法	103
第4節 鑑賞領域	104
第1項 本学習プログラムの提示	104
第2項 本学習プログラムの解説	106
(ア) 音や音楽の果たす役割	106
(イ) 《魔王》(シューベルト) 及び雅楽《平調 越天楽》	107
(ウ) 《四季》(ヴィヴァルディ)	107
(エ) アジアの諸民族の音楽	108
(オ) 日本の民謡	108
第5節 その他の領域	110
第1項 本学習プログラムの提示	110
第2項 本学習プログラムの解説	111
(ア) 知的財産権(事前指導)	111
(イ) 音楽の推薦文	113
(ウ) 変声期	114
(エ) 読譜	114
(オ) 課題追求	114
(カ) 音楽科と他教科との連携	116
(キ) 採用しなかった学習方法	117
参考文献	119
第4章 ICT等を活用した学習活動の実施に際して	122
第1節 本制度に関する規程等の実状	122
第1項 規程等調査の目的	122
第2項 規程等調査の方法	123
(ア) 研究方法1	123
(イ) 研究方法2	123
第3項 規程等調査の結果	124
(ア) 研究方法1	124
(イ) 研究方法2	124
第4項 規程等調査の考察	127
(ア) 学習活動の時間	129
(イ) 対象	129
(ウ) 出席判断	131
(エ) 対面指導の日数	132
(オ) 対面指導者	134
(カ) 校長の判断	136

(キ) 環境整備	138
第2節 実施に向けた環境整備と事前指導	140
第1項 環境整備	140
(ア) 規程等の作成	140
(イ) 本制度の利用に伴う家計補助	141
(ウ) セキュリティ上の観点からの環境整備	142
(エ) 学習プログラムの作成	142
第2項 事前指導	143
(ア) 国語科	143
(イ) 音楽科	144
(ウ) 美術科	145
(エ) 技術・家庭科	146
第3節 ICT等を活用した学習活動の展望	148
第1項 本制度における民間事業者	148
(ア) 直接支援型	149
(イ) 間接支援型	150
(ウ) 民間事業者の課題に対する考察	150
第2項 本制度における公的機関及び自治体	151
(ア) 秋田県の事例	151
(イ) 高松市の事例	154
(ウ) 佐賀市の事例	155
第3項 ICT等を活用した学習活動の展望	157
参考文献	159
総合考察	165
本研究のまとめ	165
今後の課題	168
おわりに	170
巻末資料	
謝辞	